

人事労務レポート

今回のテーマ

出向についての整理

< 出向命令の有効性、労働条件 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-27-1

三協ビル 3F

TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「労働者が雇用されている会社の指揮命令下から離れて別の指揮命令下で労務を提供する形態の人事異動」

通常このように定義される「出向」ですが(出向に関して直接定めた法律は何もありません)、派遣や請負とどう違うのか、賃金や社会保険の適用はどうなるのか、分かりづらい点が多くありません。今回は出向に関し、ポイントを整理して解説したいと思います。

1. 在籍出向と移籍出向

出向の定義は上記のとおりですが、出向元との関係から出向の形態は「在籍出向」と「移籍出向」の2つに分けられます。

【在籍出向】

出向元との労働契約を維持しながら出向先の指揮命令に従って業務に従事すること。

* 将来出向元へ戻ることを前提としている。

【移籍出向】(= 転籍)

出向元との労働契約関係を解消したうえで、新しく出向先と労働契約を締結し、出向先の従業員として業務に従事すること。

* 特約がない限り出向元への復帰は原則ない。

通常、出向という和在籍出向を意味します。本号でも以下、在籍出向について取り上げていきます。

2. 派遣、請負との違い

出向、労働者派遣、業務請負は、ある会社の労働者が別の会社に派遣されて、そこで業務に従事する点において共通しています。しかしながら、労働者派遣および業務請負は、派遣社員と派遣先の会社との間に雇用関係が生じないのに対し、出向は、出向元および出向先と労働者との間にそれぞれ労働契約関係が生じる(二重の労働契約関係になる)点で両者は区別されます。

就業規則の適用は原則として下記のとおり分かります。

出向元：労働契約上の地位(身分関係)に関すること
定年制、退職、解雇等

出向先：労務提供に関すること

始業・終業時刻、労働時間、休日、休暇、安全衛生、災害補償等

3. 出向命令の有効性

「出向を命じる際、従業員本人の個別同意は必要か？」

判例では、就業規則や労働協約に出向(在籍出向)についての具体的な定めがあり、それが周知されている場合には、事前に労働者の包括的な同意があったものとして、出向命令権の濫用にあたらぬ限り、個別同意はなくても出向命令が有効とされています。

【包括的同意】

就業規則、出向規程の遵守を前提に入社している以上、それに定める出向に同意しているとみなすこと。

出向命令権の濫用については、下記の基準により判断されます。

業務上の必要性があるか。

出向者に労働条件や生活環境上、著しい不利益が生じないか。

人選が適当になされているか。

手続き(出向に関する説明等)が丁寧にされているか。

寝たきりの両親と同居し、一人で両親の面倒をみていた労働者に対する遠隔地への出向命令を人事権の濫用として無効とした裁判例(日本ステンレス事件)もあります。

4. 賃金支払い、労働保険・社会保険の適用

賃金は労務の提供を受ける出向先が支払うのが原則ですが、実際は個々の出向のケースにおいて出向元と出向先との間で結ばれる出向契約により、賃金の支払いについて定められるのが一般的です。実務上では、出向先が賃金を支払い、出向元は差額を支払うパターンと、出向元が賃金を支払い、出向先が出向元に給与負担金を支払うパターンがあります。

なお、この負担金を出向元に支払う場合でも、その実質は給与と変わらないことから、出向先においても負担金は税法上「給与」として取り扱われます。

労働保険のうち、雇用保険は主たる賃金を支払っている事業所で加入となります。一方、労災保険は現実に労務を提供している出向先において適用となります。よって、出向元が賃金を支払っていても、出向先はその分も出向先が支払う賃金とみなして、労災保険料の申告を行います。社会保険は賃金を支払っている会社で加入となりますが、実務上は出向元で継続加入しているケースが多いです。

今月の主な労務・税務の手続き

・算定による社会保険料の改定(9月分～)

・厚生年金保険料率の変更(9月分～)

コラム

労働基準法の改正法案が次の国会で継続審議されます。メインは時間外労働の割増率引き上げです。現在割増率は一律25%以上ですが、改正法案では、時間外労働45時間以内25%、45時間超 労使で協議し決定、80時間超50%、と時間数に応じて割増率が引き上げられます。なお、については中小企業に猶予措置が設けられる予定です。まとも努力義務であることから中小企業にとって大きな影響はないと思われます。詳細が分かりしだい、随時お伝えします。